

# 養育院・孤児院・感化院への分岐事情

——北海道の監獄照会文献からの一考察——

重松一義

- 一 浮浪児・貧窮児・孤児への救済教化
- 二 監獄からの照会と北海道孤児院の実態
- 三 孤児院取調書の波紋と慈善事業の動き

## 一 浮浪児・貧窮児・孤児への救済教化

歐米でのこの種の公的対策は、すでに一五三三二年、ロンドンのブライドウエル懲治場創設をもって嚆矢とされていることから、明治初期からみれば約三五〇年も以前のことである。すなわち国王エドワード六世の信任厚いリドレー僧正 Bishop Nicolas Ridley (のち異端者としてロンドン塔に幽閉、処刑される) が王を説得してブライドウエル王宮の贈与をうけ、懲治場とした故事に立つ。

その収容対象は浮浪児・無宿の孤児（家のない子）・怠惰児・身体障害のある軽犯罪児・売春の少女などであつた。これらの子は古くからいわれる「野生児」（森に捨てられた子）・「放浪児」（街に捨てられた子）・「逸脱児」（風俗

を乱す子）・「孤状児」（遺棄され疎外された子）と四つのタイプに類別される問題少年・可愛そつた福祉の対象の少年であって、以降、諸国でも、例えばオランダのアムステルダム懲治場、ローマの聖ミカエル少年感化監、スペインのマドリードにあるホスピキオ少年監獄などでの教化保護の対象児として、その業績が知られている。

イギリス一国に限つても、苦澀にみちた試行錯誤ながら、年長少年のためのキングスウッド、ペントンビル、低年齢少年のためのトットヒル、レッドヒルなど数多くの教化保護施設が設けられ、懲治監・感化監（House of Correction）とは云え学校方式の運営を探り、やがて産業学校 Industrial School 風の形態を保ちながらボースタル制 Borstal System (三段階の年齢差待遇) へと移行をみて<sup>(1)</sup>いる。

わが国でも江戸時代、自身番・辻番を窓口として、捨て子・孤児・貧窮児・行倒れの児などの救済に町会所があり、明治新政府になつてからは、明治五年より東京營繕會議所・東京會議所の付属施設「養育院」(本郷・上野・神田和泉町・本所長岡町へと移転、明治二九年大塚辻町に移る)として、その分院が明治三八年養育院感化部「井之頭学校」となつていることを知る。このほか地方でも、大阪での池上雪枝の私設感化院、高瀬眞卿の東京予備感化院、千葉感化院、京都感化保護院、千輪性海の岡山感化院、大阪における森祐順の感化保護院、高松・広島感化保護院、山岡作藏の三重感化院など、熱意あふれる創設の動きがみられている。

明治初期から明治三八年養育院感化部「井之頭学校」ができるまでの少年感化・少年保護の流れを、少年の懲治人を数多く抱える監獄側からみれば、

- ① 明治六年、福岡懲役場では脱籍無産の者（含少年）を分離して拘禁。
- ② 明治一四年、改正監獄則で不論罪・放恣不良児の収監のほか、別房留置人の親族知己への保護引取が難航、この解消は司法福祉・刑事政策の重要な課題であった。

(3) 明治二二二年、改正監獄則で女囚が監獄内に携帶できる乳児の期間を一年間と短縮。

(4) 明治三〇年代より欧米の獄制、特に模範の少年感化監(懲治監)事情が伝えられる。

(5) 明治三五年一二月、浦和監獄川越分監を特設幼年監に指定、特にアメリカ合衆国のエルマイラ感化監獄を模範とする西欧式感化教育の試行がなされる。以降、七尾・唐津・熊谷・沼津・長岡など、左図に示す多くの分監ならびに本監の一部を区劃、幼年囚・懲治人を収容する特別監として指定している。

## ○特別監一覧(明治三十九年八月末日調)

沼 津 分 監	唐 津 分 監	小 田 原 分 監	七 尾 分 監	中 村 分 監	横 濱 監 獄	特 別 監		特 設 年 次	移 送 區 域		收 容 人 員
						川 越 分 監	熊 谷 分 監		水戸、宇都宮、前橋、千葉、浦和	東京、巣鴨、市谷、横濱、前橋、静岡、甲府、浦和	
同	同	同	同	同	同	明治三十五年十一月	同三十七年十一月	明治三十五年十一月	水戸、宇都宮、前橋、千葉、浦和	東京、巣鴨、市谷、横濱、前橋、静岡、甲府、浦和	懲治人(男)
三十七年十一月	三十六年十月	三十九年二月	三十六年九月	三十八年十月	三十七年三月	三十九年一月	京都、堀川、奈良、和歌山、徳島、神戸	同三十七年三月	東京、巣鴨、千葉、浦和、宇都宮、前橋、水戸、横濱	懲治人(男)	一七三
横濱	長崎、福岡、熊本、佐賀	東京、市谷、浦和、千葉	富山、福井、新潟、金澤	宮城、山形、盛岡、水戸、宇都宮、福島	同	同	同	同	同	懲治人(男)	八四
幼年囚(男)	懲治人(男)	幼年囚(男)	懲治人(男)	幼年囚(男)	懲治人(男)	懲治人(男)	懲治人(男)	懲治人(男)	懲治人(男)	懲治人(男)	九三
九九	六	八〇	一四九	一三	一二	一一	一二	一一	一二	一二	九九

金澤監獄	同三十九年三月	福井、富山	幼年囚(男)	人員不詳
長岡分監	同三十八年八月	新潟	幼年囚(男)	五二
八王子分監	同三十六年七月	甲府、東京	女囚	一九三

- (6) 明治三六年八月、市ヶ谷監獄を東京周辺の未丁年囚（未成年＝少年）の集禁施設に指定。  
 (7) 明治三八年、養育院感化部井之頭学校が大塚辻町より移転。

## 二 監獄からの照会と北海道孤児院の実態

このように少年感化について、ようやく本格的な対応がなされようという風潮のあるとき、明治三七年二月四日、札幌監獄典獄三池寅が、道内の孤児院・施療院に宛、その救護・保護状況を公文書で報告を求め、その回答を得た「孤児院取調書」（以下孤児院取調書と呼ぶ）という薄い和紙の反古状はごじょう一件綴を、拙著『北海道行刑史』研究中に札幌刑務所文書庫で見出すことができた。行刑史と直接関係がないため筆写し、一部コピーしたこの史料は割愛し温めてきたが、当時としても、監獄文書中にこのような文書があることに非常な驚きをもつて閲読したものである。

少年問題が大きく社会問題化されている今日。ふとこの文献を思い出したもので、断片的ではあるが、児童福祉・少年教化に関する文献として改めて紹介、何等かのご参考に供したいと考えるものである。このご紹介のまえに、小樽孤児院についてはすでに北星学園大学教授三吉明著『北海道社会事業史研究<sup>(2)</sup>』に

明治三十一年（一八九八）六月、中島武兵が三人の孤児を稲穂町の自宅に収容保護したのが始めて、その後収容児が増加したため、同三十六年小樽区勝納河畔に新築し、「小樽孤児院」と称した。日露戦争による経営維持

困難をきたし、同三十八年に赤塚治徳に一切を委任し引退した。しかし十三人の児童を抱えて、負債は三、七八六円に達し、赤塚氏また病氣のため經營は困難の極にあつた。當時一事務員であつた興水伊代吉は、小樽警察署長鈴木沢吉警視に相談し、大いに鞭撻をうけ、区内の有力者など十三人を顧問に推举し、自ら私財を投じて院長となつた。

興水院長は院内に手工部を設けて実業教育をおこない、北海道長官の寄付によつて機械を備え機業部を設け、また警察署長に神社通りの露店指定地の經營を許され、これが本院の經營費となり、事業も軌道にのることができた。その後、慈善音楽会の収益、道府の補助を得て、明治四十一年（一九〇八）裁縫部を設けた。またその翌年から正午報の設備一切を譲受けて、市民へのサービスと若干の報酬を經營費に入れた。同四十三年、財團法人にすると同時に「小樽育成院」と改称、翌年奥沢村に新築移転した。

と貴重な先行研究が遺されている。小樽育成院はその後、養老部を新設、道内随一の養護老人ホームとして今日に至つてゐる。孤児院經營者の才覚と熱意、道府・地元警察や市民の理解協力により、このような大きな発展をみていることを知るのであるが、あわせて当時の小樽は、北海道一の活況をみる港町で、あたかもオランダのアムステルダム懲治場の成功が、オランダ海運の最盛期と一致していることに相似して、これは孤児院運営上、幸せなことであり、特に院内に機械部という近代設備を備えたことが多くの受注を得られたものと思われる。

この先行研究を踏まえ、それを補ない裏付けるこの孤児院取調書、小樽孤児院からの回答書の紹介に移ろう。その最初の回答書は明治三十七年につぎの回答をみる。

監札第七三五号ヲ以テ本院昨三十六年度成績表御入用ノ義御照会ニヨリ別番相副御回答申上候也  
明治三十七年十月二十九日

札幌監獄典獄三池俱殿

小樽孤児院長 中島武兵衛

(別紙) 明治二拾六年度院児異動表

性名 (□は筆者による伏字)

安□良太郎 (十六)

上□幸一 (十四)

中□栄吉 (十)

下□松次郎 (十二)

中□東櫛 (十)

小□兼太郎 (八)

山□仁藏 (八)

山□鐵藏 (三)

山□謹藏 (三)

住□善造 (三)

中□博 (三)

中□勇 (二)

(十三)

越者

全

全

全

全

死亡

死亡

死亡

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全



退院者一名

差引 越年者廿四名

別紙として副えられた回答書はこの三十六年度の院児異動表のみである。越年とは昨年度より引き続き年を越した在院児を指す。兄弟・姉妹が数組あり、「一人ノ子異動アリ」との付箋がついて合計二十名で、その性別の記載なく疑問である。中□東櫛は判読不能、なかでも三□スミ（一歳）の事由は越年でなく「飛入」と解説するのが最も近い文字となっているが、意味不明の崩れた漢字で、おそらく正規の手続を欠いた臨時の預りか捨子であったものか。前掲三吉著『北海道社会事業史研究』に記されるとおり経営困難で死亡も多く、與水氏に引渡す直前の事情を物語るデータと判読できる。

坐折をみた草創期、小樽孤児院の名儀は三十七年度は中島武兵、三十八年度は林竹太郎名儀（東京に在り不在）である。さらに小樽孤児院と小樽施療院（院長早川両三）は兄弟的事業体で、社団法人に申請中であつたが、基盤がしつかりしており、いわば医療孤児院といった一面をもつ存在でもあるため照会がなされている。中島武兵も借金清算後、明治三十七年九月十日発行の次に示す『小樽孤児院報』という第三種郵便物認可の機関紙を毎月発行する編集人兼発行人となつて文筆をふるい、孤児院の待遇の充実と啓蒙發展に活躍。情熱は決して失なうことなく、さらに多くの人の輪の結集に尽力している。

### 小樽施療院設立之趣意

天下慈善ノ事業頗ル多シ鰥寡ヲ愍ミ孤獨ヲ助ケ貧ヲ惠ム等皆ナ實ニ出世ノ良福田ナリト雖モ爾モ貧ニシテ病ニ罹リ

(1) 號壹第行發日拾回壹月毎〔日月九年七月明治三第〕  
可認物便郵傳

# 小樽孤兒院報 第一號

## 小樽孤兒院概要

- 一 所在 北海道小樽區奥澤村烟三十八番地
- 一 創立 明治三十一年發起創立
- 一 目的 佛陀の大慈悲を以て主義とし汎く困難無告の兒女を救養し獨立親國の民たらしむるを以て目的とする
- 一 維持 本院贊助員の定期義捐金仁人慈婦の喜捨金及本院職屬の農業商業工業上所得の利益及基金より生ずる利殖等を以て維持する
- 一 入院 無告の孤子又は罹災疾病等の爲め困窮に陥りたる者の子女にして満十三歳迄の者を收容す
- 一 保育 本院婦人慈善部之を管理す
- 一 教育 幼兒は院内幼稚園内に遊戯せしめ學齡に達したるものは無代價進呈す

のぞ特定小學校に通學せしむ

一 授産 院學齡以上に達しするものは附屬農工商業部に併き實業練習せしむると同時に其利益の幾分を貯金せしめ他日の基金を作らしむ

- 一 院友 本院事業を贊助せらるゝ各員を六種に分つ
- 一 通常賛助員 (毎月金拾錢宛の義捐者)
- 一 終身通常贊助員 (一時金拾圓以上の義捐者)
- 一 特別贊助員 (毎月金參拾錢宛の義捐者)
- 一 終身特別贊助員 (一時金參拾圓以上の義捐者)
- 一 名譽贊助員 (功勞ある者)
- 一 隨喜贊助員 (多少を問はず一時義捐せられたる者)

院内の情況等を報する本院の機關紙にして院友各員

服セムトスルニ藥餌ナク醫療ヲ仰クニ資力ナク坐シテ苦境ニ呻吟シ死ヲ待ツカ如キ者ヲ救護スルヨリ大且ツ切ナル  
ハナシ濟貧恤窮ハ社會人類ノ常ニ爲スヘキ道ニシテ苟モ世ニ棲息シ人類タルノ天職ヲ完セント欲セハ惟ニ此ノ濟貧  
恤窮ノ慈善事業アルノミ故ニ洋ノ東西ヲ問ハス都會ノ地ニ於テハ養育院孤兒院若クハ感化院等ヲ設ケ以テ慈善事業  
ヲ起シ或ハ志アル者ハ產ヲ舉ケテ之ニ務ム實ニ偶然ニアラサルナリ

吾カ小樽港ハ北門樞要ノ地ニシテ人口日ニ月ニ繁殖シ文物制度漸ク備ハリ生活ノ程度外觀ノ美頗ル高クシテ今ヤ帝  
國有數ノ都會トナレリ然レ毛其裏面ヲ觀察セハ又夕實ニ酸鼻ノ情ニ堪ヘサル者アリ妻ナク子ナク親戚ナク知友ノ賴  
ルヘキナク救ノ仁人ナク困頓愁苦病褥ニ臥シテ空シク死ニ瀕スルノ不幸ナル者今ヤ人口ノ増殖ニ伴フテ其數殆ント  
百ヲ以テ數フルニ至レリ實ニ痛歎ノ極ナラスヤ此ノ繁華ナル都會ニシテ今ニ至ルマテ是レ等慈善ノ機關ナキハ眞ニ  
千載ノ恨事ト云フヘシ不省吾等大ハ國家ニ對シ小ハ吾カ小樽ニ盡スノ責務トシテ之レヲ傍觀坐視スルニ忍ヒス拮据  
經營微力ヲ顧スシテ此ニ本院ヲ急設セント欲スル所以ナリ仰キ願クハ大方ノ仁人義士ヨ深ク吾レ等ノ微衷を了察セ  
ラレ奮テ本事業ニ協贊助力シ以テ各自ノ良福田タル本院ノ前途ヲシテ圓滿光輝アル發達ヲ得セシメラレンヲ乞フ  
明治三拾六年十一月八日

### 小樽施療院

### 小樽施療院規則

第一條 本院ハ窮民ニシテ疾病ニ罹リ醫療ヲ得ル「能ハサル者ヲ施療シ事情入院ヲ要スルモノハ之ヲ収容救護スルヲ以テ目  
的トス

- 第二條** 本院ハ小樽施療院ト稱ス
- 第三條** 本院ハ當分ノ内小樽區住ノ江町五丁目五番地ニ置ク
- 第四條** 本院ハ會員及篤志者ノ寄贈金品ニ依リ維持スルモノトス
- 第五條** 本院ハ小樽區役所又ハ小樽警察署ノ證明アルモノ及小樽孤兒院ノ孤兒ヲ施療スルモノトス
- 第六條** 本院ノ會員ヲ分ツテ左ノ四種トス
- 一 特別會員 一時金壹百圓以上ヲ寄贈セラル、モノ
- 一 正會員 每月金貳圓五拾錢迄三ヶ年間寄贈セラル、モノ  
但一時ニ寄贈セラル、モ隨意タルヘシ
- 一 通常會員 每月金壹圓以上ヲ三ヶ年間寄贈セラル、モノ  
但一時ニ寄贈セラル、モ隨意タルヘシ
- 一 贊助會員 每月金拾錢以上ヲ三ヶ年間寄贈セラル、モノ  
但一時ニ寄贈セラル、モ隨意タルヘシ
- 第七條** 本院ニ理事七名ヲ置キ壹名ヲ理事長トシ壹名ヲ會計主任トス
- 第八條** 本院ニ顧問三名ヲ置キ理事ノ諮詢ニ備フ
- 第九條** 理事長ハ本院一切ノ院務ヲ總理シ雇員ノ任免ヲ司リ理事ハ理事長ヲ補佐シ院務ニ從事スルモノトス
- 第十條** 理事ハ總會ニ於テ擇舉シ理事長及會計主任ハ理事ノ内ヨリ互擇ヲ以て定ムルモノトス
- 第十二條** 顧問ハ特別會員ノ内ヨリ理事之ヲ推挾スルモノトス
- 第十三條** 役員ノ任期ハ三ヶ年トシ總テ無報酬トス
- 第十四條** 本院ノ集會ヲ分ツテ左ノ三種トス
- 一 役員會 每月一回之ヲ開キ院務ノ協議ヲナスモノトス
- 一 總會 每年一月之ヲ開キ百般ノ院務ヲ議決シ諸般ノ院務報告ヲナスモノトス

- 一臨時會 理事長又ハ理事三名以上若クハ會員五分ノ一以上ノ請求アルキハ之ヲ開ク「アルヘシ  
 第十五條 本院ノ集會ハ特別會員正會員通常會員ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第十六條 基本金及經費ノ剩餘金ハ銀行ニ預ケ置クモノトス  
 第十七條 義捐金品ヲ領收シタル節ハ領收證及謝狀ヲ贈呈シ之ヲ記錄シ永ク芳名ヲ存スルモノトス  
 第十八條 此規則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ變更スル「ヲ得ス  
 以 上

「小樽孤児院報」を丹念に読むことによりその運営は手に取る」とく理解される。概要欄では事業精神は仏教の大慈悲「慈眼視衆生」（慈悲の眼で衆生を見る）の実践にあることが知られ、義捐金（寄付金）・施米が組織的・定期的に集められている。小樽区奥沢村に新築移転したときの小樽区長の祝詞や歌もつぎのごとく掲載されている。

### 祝 詞

人世ノ慘事素ヨリ鮮ナカラスト雖モ未ダ東西ヲ辨セサル幼兒ニシテ疾ク雙親ヲ失ヒ孤身活路ヲ絶チ飢寒ニ泣ク者ヨリ甚シキハナシ茲ニ於テカ世ノ慈心ニ富ムモノ孤兒教育ノ事業ニ從フ所以ナリ當區中島武兵君茲ニ見ル所アリ小樽孤児院ヲ設ケ幾多ノ憐ムヘキ孤兒ヲ養ヒ最モ不幸ナル人事ノ悲慘ヲ救ハントス誰カ同情ノ涙ヲ孤兒ノ薄命ノ上ニ注カサルモノソ望ムラクハ將來益此慈善事業ヲ盛ニシ不幸薄命ノ孤兒ヲシテ其悲境ヲ轉シ慰安ノ地ヲ得セシメンコトヲ聊カ希望ヲ述ヘテ本院落成ノ祝詞トナス

明治三十六年十一月八日 小樽區長 山田吉兵衛

孤児院の新築を賀え侍りて

岩 手

蘭の香の聞ぬ裳高し天の下 雪庵半水

孤児院の庵主深意有

皆花を咲す手入や菊乃主 同人

広告もさまざまにあり、ライオンはみがき（小林富次郎）、呉服の今井（小樽区色内町）、清酒の「宅」（小樽区港町）など、大商人の支援もみられている。コラム欄も多彩で、小樽区末広座の前に、深夜、生後数日もたたぬ男の赤ん坊の泣き声がする。この捨て子は末広座の前に置かれていたので末五郎と名づけ、今や立派に五歳になつてゐるエピソード等々も記されている。

奥沢村の新院舎は敷地五六七坪・建物一七六坪、講堂・客室・院長室・事務室・裁縫室・育児室・幼年室・男児室・女児室・運動室・炊事室・浴室・家禽室・農具置場と整えられており、嬰児の保育は院母中島初子が中心となり、三人の保母により世話をがなされている。成長した男女の児童はここより小樽区奥沢尋常小学校に通学、一層の行届いた世話をする必要から、奥沢に移り、

一 高等小学校卒業以上のものにして品行方正、満十七歳以上五十歳未満のもの、報酬は面談

二 自筆の履歴書携带来院あれ

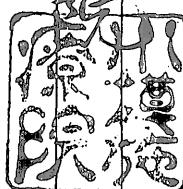
三 仏教信者に限る

という条件で養育婦二名を新らしく広告で募集中である。同じく広告に農業部での附属農園で生産した鶏卵・鶏肉・野菜・果実（リンゴ）の販売を掲げ、工業部での名刺・広告引札の印刷受注も広告に掲げており、自給自足に

十月廿五日付ヨ以テ三十六年中ニ方ケル施療  
 救護成蹟取調之件昭應會ノ相國候處本院  
 、創立ハ去ル明治三十一年八月ナルモ一報、貪圖財  
 者ヲ攻容救護シ又施加第等サ開始シタル、金ヲ大  
 旨一月ニ有モ候後行三十一年中ノ公私利也  
 所謂報可取奉申無互候向其設置年在  
 中上參也

明治三十九年十月布七日

小樽施療院



( NO

(回答添付文書)

札幌監獄  
典獄 三池 俊綱

別 性		算		算		院		算		算	
計	女性	男性	計	越後	新潟	延	院	北	七	令	算
二十七人	十三人	十四人	三十一人	越後	新潟	延	院	北	七	令	算
五人	三人	二人	八人	越後	新潟	延	院	北	七	令	算
/	/	/	/	自	自	延	院	北	七	令	算
/	/	/	/	源	源	延	院	北	七	令	算
/	/	/	/	公	公	延	院	北	七	令	算
/	/	/	/	源	源	延	院	北	七	令	算
/	/	/	/	金	金	延	院	北	七	令	算
/	/	/	/	延	延	延	院	北	七	令	算
五人	三人	二人	八人	延	延	延	院	北	七	令	算
五人	三人	二人	八人	延	延	延	院	北	七	令	算
二十七人	十三人	十四人	三十一人	越後	新潟	延	院	北	七	令	算

施療事業 明治三十七年 印成蹟表

退

院

者

名稱 越貧 新設審退院  
者 余存 住院 退院 死亡 合計 累積

三 六 二 八 三 一三

六

樽施療院

外事署 金祐 死亡 合計 累積

三 四 五 八

四

備考

一施療加護者數四拾七名內

男 三十五人  
女 二十一人  
始九人

精一杯の努力がなされている状況が知られる。

また「小樽孤児院報」創刊号には創業以来の収容總人員と異動の累計も、つぎのように記されている。

収容總人員 一二一八名（孤児四一名、貧児一八七名）

退院者 一七〇名（男一〇三名、女六七名）

死亡者 二九名（孤児一八名、貧児一一名）

現在人員 二九名

孤児一五名（男九名、女六名）

貧児一四名（男四名、女一〇名）

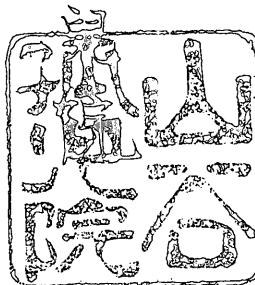
つぎに、小樽孤児院と同じ規模をもつ孤児院に山谷源次郎が經營する山谷孤児院があり、これは砂川を本院とし、札幌孤児院・旭川分院・夕張炭山分院という組織をもっているもので、のち札幌を第一支院、上川（旭川）を第二支院・小樽を第三支院（明治三五年に小樽孤児院と競合するため廃止）・函館を第四支院・室蘭を第五支院・夕張を出張所としている。

小樽孤児院と比較する場合、小樽は院を運営維持する院友（贊助員）規定を整え、これに力点が置かれているが、院児の日常具体的な処遇規程が見当らず添付がなされていない。いっぽう山谷は院則として概則ながら処遇方法を条項化、運営の会議を会則として設けており進歩的といえよう。ただ小樽のごとく大きな財力を欠いており、院内で生産した小製品を孤児が内陸部を行商するという方法で運営されており、院児としては大変なことであったと思われる。ただ退院孤児に年金を交付するという規定は、どれほど機能し実効を發揮したものか確かめ得ない

御膳盤札一席セラ一号ヲ以テ御命令相成ニテ相  
 川令院ニシテ、許中、孤兒善堂成蹟表、儀ハ別  
 表、兩リニ御座候尤モ密月十七日付ヲ以テ及達  
 置一候成蹟表、山谷孤兒院全般、善堂表ニ  
 ニテ院則井序ハ除、各分院ヲレ合シタルモノ又ウ  
 張山庚山令院、本年、剗設ニ係ルモ一ナレハ訣  
 成蹟表ハ達音ノ下致ニテ間吉郎了義成成下  
 度此段及御用報候也

明治三十七年十一月二十二日

山谷孤



## 趣 意 書

慈善の行爲は人の本性に出了天下誰か之を擧ぐものあらんや若し異議を其間に挿むるものある其人既に死人ならすや蓋し慈善の種類少なからずと雖も不幸薄命者を救護するより先なるはなし而して不幸薄命者中孤児を養成するを以て急務となす今大人の不幸は其過半は自業自得に屬するものありと雖も孤児に至りては獨り然らす彼生來何の惡業をも造らず而して身を托するの父母喪ふ東西且亦辨せず何を以て行く事を得んや着るに衣なく喰ふに食なし何を以て成育を遂けんや若し遺棄して顧みるものなき彼等の父母をして地下に瞑する事を得さらしめん側隱の心なきものは人にあらす誰か彼等の不幸を望まさるものあらんや吾儕不肖目から揆らす年來彼等を救濟するに勉むと雖も力微にして大るに斯業を發揮する能はす乃ち今回同感の士に訴へ其高義を仰き大るに以て彼等無告の民を救養し以て他日國家の良民を造らん事を期す希くは血あり涙ある所の諸彦の贊助を蒙らん事を懇願の至りに堪へす

明治三十五年二月

山 谷 孤 児 院

(贊助会員募集趣意書)

が、きわめて福祉の趣旨に沿つた実際的発想といえるものであった。以下、山谷孤児院の回答書に添付されている院則と孤児事業の内捌けを掲げたい。監獄側の照会項目中、改悛という項目は西欧のブライドウェルやアムステルダムのごとく、孤児のうち非行による保護収容を仮定・想定したとみられるが、回答中にこれに抵触するものは一件で無断退院（逃走）も殆んどなく、孤児事業の対象少年が純粹に選定されていたと思われる。

### 山谷孤児院ノ経歴

明治十八年本道小樽ニ困難救濟所ヲ設ケ廣ク窮困厄難ノ人ヲ救濟セリ明治廿七年空知郡奈江村字砂川ニ之ヲ移シ山谷幼稚救濟事務所ト改稱セリ昨三十四年更ニ山谷孤児院ト改稱セリ日本全國ニテ同質ノ救濟所其數殆ント三十三所アリト雖トモ創業ノ早キ恐ラクハ當院ヲ以テ嚆矢ト爲ス爾來十八年間救濟シタル處ノモノ合計五百五十四人現今有スル處ノ孤児九十二人支院旭川、札幌、小樽ニ設ケタリ學齡兒女ニハ通學ヲ爲サシメ女子ニハ裁縫手藝等ヲ教授シ尚職工部ニハ職業ヲ授ケツ、アリ更ニ進ンテ各地適當ノ場所ニ支院ヲ設置シ無告ノ孤児ヲ収容セントスレトモ一人ノ力ハ限リアリ限アルヲ以テ限ナキニ應スル能ハス故ニ今回天下ノ慈善諸士ニ向テ贊助ヲ仰ク事ト爲リシ次第ナリ

### 山谷孤児院々則

第一條 本院ハ山谷孤児院ト稱ス  
總 則

- 第二條 本院ハ北海道石狩國空知郡奈江村字砂川ニ置ク
- 第三條 本院ノ事務所ハ本院内ニ設置ス
- 第四條 本院ハ世ノ薄命ナル無告ノ孤児ヲ救養保護スルノ事業ヲ目的トス
- 第五條 本院ハ財政ノ許ス限り區域ヲ定メ各所ニ支院分院別院出張所ヲ置ク
- 一 各院共其監督院ニ毎月收支決算ノ報告ヲ爲スヘシ
- 二 支院分院別院出張所維持費ニ差支フル場合ハ院長會議ノ決議ヲ經テ之ヲ補助スル「アルヘシ
- 會 議
- 第六條 每年四月一日ヨリ本院内ニ院長會議ヲ召集シ全月十日ヲ以テ閉會ノ期日トス
- 第七條 緊急ヲ要スル場合ハ臨時院長會議ヲ召集スル「アルヘシ
- 雜 則
- 第八條 本院ハ總テノ製造及諸物品ノ行商ヲ爲シテ孤児ノ養育料等維持費ニ充ルモノトス  
但該營業ヲ爲スモ該費用ニ満サルキハ基本金ヨリ生スル利益ヲ以テ補充ス
- 第九條 本院ハ孤児ノ年齢並ニ男女ヲ區別シ各自本院又ハ相當支院分院別院出張所ニ配置ス
- 第十條 札幌ヲ第一支院トシ男學生ヲ養成ス
- 第十一條 上川ヲ第二支院トシ女子ヲ養ヘ裁縫ヲ練習セシム
- 第十二條 小樽ヲ第三支院トシ孤兒ヲシテ製造品及諸物品ヲ行商セシム
- 第十三條 函館ヲ第四支院トシ女學生ヲ養ヘ傍ラ裁縫ヲ練習セシム  
但シ追テ設置ノ目的（筆者注・設置予定の意）
- 第十四條 室蘭ヲ第五支院トシ男兒ヲ養ヘ職工部ト爲ス  
前全目的
- 第十五條 支院分院別院出張所ヲ設置スル毎ニ各名稱ヲ附スルモノトス

- 第十六條 孤児年齢十五年以上ニシテ自活ノ途ヲ求メ能ハサル者ハ本院ニ置キ物品製造業ニ從事セシム
- 第十七條 支院分院別院出張事務所ハ各院内ニ置ク
- 第十八條 本院ハ左ニ掲タル者ヲシテ入院ヲ許諾ス
- 一 十五歳未滿ニシテ父母ヲ喪ヒ其家亦貧且祖父母兄姉親戚ナキモノ
  - 二 三歳以下ニシテ片親ヲ有シ全上ノモノハ親子共ニ非ラサレハ入院ヲ許諾セス
  - 三 十五歳未滿ノ孤児ニシテ祖父母兄姉親戚アルモ老幼病弱且赤貧ナル爲メ養育ヲ受クルコト能ハサルモノ
  - 四 繼父繼母ノ虐待ニ罹リ將來ノ安全ヲ保ツ「能ハサルモノ
  - 五 血族及關係人ヲ有セサル孤児ハ其在兒ノ村長若シクハ隣傍ノ證明ヲ要ス  
但棄兒ハ此限りニ非ラス然レモ相當官廳ノ證明ヲ要ス
- 第十九條 孤兒ノ入院ヲ請フモノアルヰハ當該職員ニ於テ第十八條ノ各項ニ相當スルヤ否ヤヲ調査シ採用スヘキモノト認ム
- 第二十條 ルヰハ之レニ意見書ヲ附シ院長ニ申告シ差支ナキ限りハ入院ヲ許諾ス  
但此場合ハ血族及關係ノ近キモノヨリ入院手續書ヲ差出サシムヘシ
- 第二十一條 孤兒男女ヲ區別シ總テ院内ニ寄宿セシメ專ラ家族制ニ據リ保育教養ス
- 第二十二條 孤兒ハ專ラ家庭ノ秩序禮義ヲ教ヘ尚ホ其年齡ニ達セシヰハ男子ニハ小學校ノ簡易ナル學科ヲ卒業セシメ女子ニハ裁縫ヲ教授ス
- 第二十三條 孤兒ノ性質ニ依リ退院同時生計ニ便利ナル農工ノ藝術ヲ撰定シテ之レヲ授ケ又ハ職業ニ從事習熟セシム
- 第二十四條 孤兒得有ノ才能アリト認ムル時ハ其長スル處ニ隨ヒ他ニ師ヲ練習研究セシム
- 第二十五條 孤兒ヲ工藝ニ從事セシヰハ總テ製品元價ヲ扣除シ工錢又ハ賃金等ノ所得ハ毎月精算シ其利益收入額ノ百分ノ二ヲ貯蓄トシテ各自本人ノ名義ヲ以テ之レヲ貯蓄銀行ニ預ケ該通帳ヲ本院又ハ支院ニ保管シ退院ノヰ之レヲ交付スヘシ

當保証人ヲ立シメ其要請ニ應シ退院セシム

但此場合ハ特クニ條件ヲ附スル「アルヘシ

第廿六條 孤児成長既ニ獨立ノ目的アリト認ムルキハ本人ノ請求ニ依リ退院セシム

但工藝上必要可缺カラサルキハ第廿八條ノ例及全條一項ニ因ルモノトス

第廿七條 孤児ハ年齢滿十五年ヲ以テ保育ノ年限トシ尚在院ノモノハ各自ノ得タル工錢貲料ヲ以テ衣食ノ費用ヲ辨セシム  
但得異ノ才能ヲ有シ特クニ技藝ヲ練習研究セシムモノハ此限りニ非ラス

第廿八條 孤児保育滿期后尚在院スルモ男子ハ十九歳女子ハ十七歳ニ達スレハ退院セシムヘシ

一 退院ノ爲メニ殘留孤児ノ發達上著シキ影響ヲ及ホスモノト認ムルキハ滿三ヶ年乃至滿五ヶ年間一ヶ月金貳圓ヨリ  
少カラス又金六圓ヨリ多カラサル給料ヲ以テ本院又ハ支院分院別院出張所ニ職ヲ奉スルノ義務アルモノトス  
二 在院中病疾不具トナリ自活シ能ハサルモノハ終身本院ニ於テ之レヲ救養ス

第廿九條 本院ノ基本金ハ慈善家ノ寄附金ニ依リ成リ永遠ニ保存スヘシ

但特志ノ寄贈金ト雖キ其費途ヲ指定セサルモノハ總テ基本金ニ編入シ寄附金及寄贈金共金貳拾錢以上ハ總テ新  
聞紙上ニ氏名金額ヲ掲載廣告スヘシ

第三十條 本院及各支院分院別院出張所ニ於ケル諸費用ハ左ノ種目ヨリ支辨ス

一 基本金ヨリ生ヌル利子

二 事業上ノ收入其他雜收入

第卅一條 基本金ハ公債証書ニ換ヘ又ハ他ノ收入金ト共ニ之レヲ確實ナル銀行ニ寄托シ本院及支院分院別院出張所ニ於テ現  
金ノ保管ヲセス

第卅二條 本院々員ノ住所氏名及ヒ寄附人寄贈者並ニ贊成員其他本院ニ關係人ノ住所氏名金額等悉ク完全ナル簿冊ニ詳錄シ  
永遠本院ニ保存ス

但孤児退院ノキ該簿冊ノ寫シヲ壹部宛各自ニ與ヘ永遠保存セシム

## 第卅三條

本院ニ左ノ役員ヲ置ク

但書記ヲ除クノ外揮テ一定ノ給料ヲ支給セス

院長 壱名

副院長 壱名

支院長 若干名

助役 若干名

書記 若干名

## 第卅四條

副院長及支院長ハ院長之レヲ嘱托シ助役及書記並ニ諸役員保姆看護婦ハ支院長之レヲ嘱托ス

## 第卅五條

本則第卅一條ハ如何ナル場合ト雖ニ改正スル「能ハス

## 第卅六條

本則第卅一條ヲ除クノ外改正ノ必要アリト認ムル件ハ普子ク贊成員ノ意見ヲ叩キ之レヲ院長會議ノ決議ヲ經テ訂

正削除スル「アルヘシ

## 第卅七條

本院々員ト稱スルモ確乎タル本院ノ証明書ヲ携帶セサルモノニ對シテハ如何ナル場合ト雖ニ本院其責メヲ負ハス

## 第卅八條

本院支院分院別院出張所ニ於テ自今左ノ印章ヲ使用ス

分五寸壹方

孤山兒院谷

分五寸壹方

支兒山院何谷印所孤

分五寸壹方

山谷孤兒何所印院之所

分五寸壹方

院分所山谷孤兒何所印

分五寸壹方

山谷孤兒何所印所別院何所

分五寸壹方

山谷孤兒何所印所別院何所

第卅九條 本則ハ明治卅五年五月一日ヨリ施行ス

職務規定

第一條 本院長ハ本院支院分院別院出張所ヲ總括シ支院長並ニ諸役員ヲ任免監督ス

第二條 院長ハ各院ニ於ケル院務ノ當否ヲ時々點検シ孤兒ノ父兄ニ代リ保育ニ關スル一切ノ責メヲ擔當ス

第三條 副院長ハ院長ヲ補佐シ院務ニ從事ス

第四條 支院長ハ院長ノ指揮ヲ受ケテ孤兒ノ教養ニ從事ス

第五條 助役ハ支院長ヲ補佐シ院務ニ從事ス

第六條 分院長別院長出張所長書記ハ支院長ノ指揮ヲ受ケテ職務ヲ全フス

第七條 保母及看護婦ハ支院長ノ指揮ヲ受ケテ專ラ稚兒ノ保育ニ從事ス

罰則

第一條 本院々員ニシテ左ノ院則ニ違背シタルモノハ直チニ退院ヲ命ス

第二條 本院々員ニシテ如何ナル効蹟アルモ孤兒ヲ虐待シタルモノハ直チニ退院ヲ命ス

第三條 本院々員ニシテ公法ヲ犯シ且常ニ品行不正ナルモノハ速カニ退院ヲ命ス

第四條 本院々員ハ總テ禁酒タル

附則

第一條 孤兒退院后ハ各自毎年一回財産高百分ノ一ヲ本院ニ基本ノ内ヘ寄附スルノ義務アルモノトス

第二條 孤兒退院后左ノ各項ニ相當スルモノ其効蹟ニ依リ院費ノ許ス限り幾年トナク一等ヨリ四等迄ノ年金附紀章ヲ交付ス

但公法ニ觸レ若シクハ本院及支院分院別院出張所ニ對シ不當ノ所行爲シタルモノハ直チニ年金紀章ヲ沒收ス

壹等ハ金壹百圓ノ年金トス

口イ  
貳等ハ金七拾五圓ノ年金トス

右之通  
 第四條  
 何人ヲ問ハス本院ニ効蹟アルモノニ對シテモ總テ前條ノ例ニ依ル  
 退院后満卅ヶ年無給ニテ職ヲ奉シタルモノ  
 但年金交付ノ方法ハ假令ハ十ヶ年ニシテ一等ヲ支給スルモノ廿ヶ年ニ満ル迄ハ年金貳百五拾圓又卅ヶ年ニ満ル迄ハ年金四百圓ト云フカ如キ割合ヲ以テ院長會議ノ決議ヲ經テ各等級ヲ確定ス  
 一 退院后満十ヶ年無給ニテ職ヲ奉シタルモノ  
 二 退院后満廿ヶ年無給ニテ職ヲ奉シタルモノ  
 三 三等ハ金五拾圓ノ年金トス  
 四等ハ金貳拾五圓ノ年金トス

孤兒事業  
明治參拾六年

退院者

退院院者

名稱			
越員			
新入者	砂川本院組	ヨリ	
替増			
改悛			
メキシニ	自活ノ就	途ニ	
ノ引シ	父兄親	族故	
シメ	砂川本院へ組	院	
ル者	退院シタヲ	命	
退院	無断		
死亡			
合計			
現年未			

備考

山谷孤児院砂川本院ノ部

民臨救貧棄孤  
民救濟臨窮濟民児児児

四八〇七三

三一六二三

○○○○○

六一〇〇〇

○○○一〇

○○○○○

○○一〇〇

○一—〇〇

六二二一〇

一七四八六

孤兒事業  
明治參拾六年一度中

退院者

退院者

孤兒事業	名稱
○ ○ 六二〇	越員
○ ○ ○〇三	新入者 旭川 支院 ヨリ組 替増
○ ○ ○〇一	改悛
○ ○ ○〇〇	メキシニ就 自活ノ
○ ○ ○〇〇	シノ引取 族故旧 父兄親 爲メ
	替減 院へ組 旭川支
○ ○ ○〇〇	ル者 命シタ 退院ヲ
○ ○ ○〇〇	退院無断
○ ○ ○〇〇	死亡
○ ○ ○〇〇	合計
○ ○ 六二一	現員未

備考  
山谷孤兒院旭川支院ノ部

備考	民 臨 救 貧 棄 孤	時 窮 濟 民 児 児	名稱	孤兒院事業 明治參拾六年 度中
				退院者
山谷孤児院函館支院ノ分	○ ○ 三一一		越員	
	○ ○ ○ ○ ○		新入者 替増 ヨリ組	函館支院
	○ ○ ○ ○ ○		改悛	
	○ ○ ○ ○ ○		メキシニ就 自活ノ シ爲	
	○ ○ ○ ○ ○		シノ族親 爲引取 父兄親	
			替減 院へ組	函館支院
	○ ○ ○ ○ ○		ル命シタ 者	退院ヲ
	○ ○ ○ ○ ○		退院無断	
	○ ○ ○ ○ ○		死亡	
	○ ○ ○ ○ ○		合計	
	○ ○ 三一一		現員未	

### 三 孤児院取調書の波紋と慈善事業の動き

孤児院取調書の編綴はきわめて雑然としており、小樽・山谷に關してはほぼ纏まつた史料となつてゐるが、宗谷支庁・上川支庁・岩内支庁からは「出獄人保護会・感化院及孤児院調ノ件」として、「当管内ニ該當ナシ」との回答があり、北海孤児院（虻田郡虻田村）は院長不在のため回答が出来ないと返信したところ、今度は札幌監獄より電信での催促があり、「電信ヲ以テ照会相成リ如何の次第」（院代藤井保次郎）と、怪訝な対応の回答も往復している。北海孤児院は有珠警察分署に早速問合せたのであろう、有珠警察分署長・警部杉浦義次郎より、「北海孤児院ノ越員十三名、自活ノ途ニ就キシモノ七名、父母親族故旧ノ引取リシ為メ四名」と、十一名が退院し、現在男女各一名のみ在院中との回答を見てい。山谷孤児院についても夕張炭山分院は移転先不分明と札幌郵便電信局電信課からの保管通知書がみられている。

考えてみると、交通不便、未開拓地の多い北海道で、所もあるうに監獄から孤児院に「出獄人保護会・感化院及孤児院調ノ件」と、調査目的を明らかにしないお役所式の照会が、期日を限定して回答を求めてきたとなれば、怪文書なみに戸惑いと混乱がこのようにあることも当然であつた。

この監獄から孤児院の運営状況の調査を求めた指令の主は、実は内務省監獄局獄務課長小河滋次郎よりの、全国監獄典獄宛つぎの調査を求める文書によるものであつた。

監甲第七三三号

貴衙所在地並ニ御部内ニ於ケル出獄人保護会及感化院其他名称ノ如何ニ拘ラス右事業ヲ經營スルモノノ規則並ニ

成績入用ニ候條御取調十月末日迄ニ御送付相成度尙ホ今新ニ設立シタルモノ又ハ規則ノ改正等有之候ハバ、其都度御送付相成度成績ハ毎年末日ヲ期トシ翌年二月末日限り御送付相成度別紙雛形添此段及照会候也

追テ法人ノ許可ヲ得タルモノ、定款ハ御送付ニ不及候ニ付成績ノミ御取調相成度尚乳児ヲ引受保育スル機関有之候ハ、本文ニ準シ御取調相成度此段申添候也

明治三十七年九月二十一日

監獄局獄務課長 小河滋次郎

札幌監獄

典獄 三池 備殿

監甲第七七四号

九月二十一日付ヲ以テ及御照会置候出獄人保護事業及感化事業ノ成績ハ昨三十六年中ノ事実ヲ御取調本月末日迄ニ御送付相成度為念此段及照会候也

明治三十七年十月六日

監獄局獄務課長 小河滋次郎

札幌監獄

典獄 三池 備殿

この調査は大詰めとなつてゐる監獄法案の制定・施行に向けて、幼年囚・懲治人を監獄から如何に分離させる

か、女囚の携帯乳児の受入れ先がどの程度あるか、出獄人保護の体制をどのように整備するかという、今後の立法・実務上の参考とするためであり、監獄法案を国会に提出した際の政府答弁資料とするものであつたことは明らかである。

ただ、北海道を含め内地においても、このような対象への社会事業・慈善事業はよつやく緒に就こうとする夜明け前の時であり、この照会があつて間もなくの明治三十九年には「窮民救助規則」が札幌区にはじめてできており、以降、「堰き切る」とく授産場（貞宗大谷派別院の北海道授産場など）、救護所（伸山与七の救護所、岩内救護所、函館慈恵院など）、養育院（室蘭）、託児所（苗穂）、夜学校（新渡戸稻造の貧困児のための札幌遠友夜学校）、教護院（函館訓育会、遠軽の留岡幸助による北海道家庭学校など）、感化院（小池九一の北海道立札幌学院、私立感化教育機関の札幌報恩学園、道立大沼学園など）、出獄人保護会（網走の寺永慈恵院、十勝自営会など）、方面委員（民生委員の前身、札幌市など）の配置といった事業・体制が整えられてゆくのである。

以上、北海道の監獄から発せられた孤児院取調書の、奇妙で唐突と思われる断片的史実の紹介にすぎない。しかしながら、北海道を訪れるごとに、この北海道の大自然を選び「家庭学校」を創立、そこに創立者留岡幸助が最も愛したブロックウエーの座右銘 “This one thing I do”（吾れこの一事を努む）を、留岡が「一路白頭に到る」という言葉に置き換えた碑があることを想起する。これに深い感銘を覚えるのは、留岡が空知集治監の悲惨な少年囚を眼の辺りにすることにより渡米、孤児・窮児・非行児の理解を深め、やがてこの地「北海道」に、監獄から分岐・拡散し、やがて昇華してゆく感化救済の種を根づかせているからである。

(1) 拙稿「少年法制発展の歴史的考察」——形成・分岐をめぐる諸問題とその実態——中央学院大学人間・自然論叢第十一号（一九〇〇年八月）

(2) 三吉明『北海道社会事業史研究』一二九頁以下・敬文堂（一九六九年一〇月刊）

(3) 拙著『少年懲戒教育史』三六六頁・第一法規（一九七六年一二月、二〇〇〇年一月信山社より復刻再版）、拙著『北海道行刑史』図譜出版（一九七〇年八月刊）

(4) 留岡幸助が少年の感化事業・福祉救済事業へ志す動機となつたものは、空知集治監の少年囚の悲惨な実態を知ると共に、紐育監獄協会総主事ラウンド氏より送られた、執筆一八年の歳月を重ねた一〇〇〇頁の大著、神学博士E・C・ワインズ著『The State of Prison and Child Saving Institutions in the Civilized World』（文明諸国の監獄及び児童救済施設の現況・一八八九年）に啓発されたといわれ、一八九四年七月米国マサチューセッツ州ボストン郊外の州立青年監獄コンコルド・リフオーマトリーに留学、研究を重ねている。

この成果が帰朝後の著『感化事業之發達』（一八九七年）、『獄制沿革史』（一九〇〇年）であり、教化施設「巣鴨家庭学校」「北海道家庭学校」である。留岡清男『父留岡幸助』刑政七三卷三号四四頁・四六頁、今井新太郎編著『少年の父留岡幸助先生』四九頁・教文館・一九四三年、留岡清男『教育農場五十年』岩波書店・一九六四年、佐藤進・桑原洋子監修、桑原洋子・田村和之編『実務注釈・児童福祉法』一〇頁・一五頁（貧窮児童・非行児童の保護制度）信山社・一九九八年